

公益社団法人日本サーフィン連盟
通報制度運用規程

(目的)

第1条

本規程は、公益社団法人日本サーフィン連盟（以下「本連盟」という）において、選手、その他の本連盟会員（以下「会員等」という）等からの、暴力行為やパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンスの強化に資することを目的とする。

(通報窓口)

第2条

会員等からの通報を受け付ける通報窓口を下記の2か所に設置する。

①受付窓口（電子メール）

東京桜田法律事務所 担当弁護士 大熊 新
メールアドレス
fuchihou@cameo.plala.or.jp

②受付窓口（郵便）

東京桜田法律事務所 日本サーフィン連盟通報窓口 宛
〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-4-5 川村八重洲ビル7階

(通報の方法)

第3条

通報窓口の利用方法は、氏名及び所属などを明らかにし、電子メール・郵便にて行うものとする。

(通報の対象)

第4条

本連盟・関係団体の業務や組織または役員・会員・資格保持者等に法令違反行為が生じている、またはまさに生じようとしていることについて、本連盟の「通報窓口」に行う通報を対象とする。

(利用者の範囲)

第5条

本連盟の役員・会員及びその他（一般者）からの通報を受け付ける。

(調査)

第6条

通報された事項に関する事実関係の調査は理事長の指示のもとに調査を行う、または必要に応じて設置される倫理委員会が行う。

2 責任者は、調査する内容によって、関連する部署・団体のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第7条

各部署・団体は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第8条

調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本連盟は速やかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第9条

調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本連盟は当該行為に関与した者に対し、会員規程、倫理規程に従って、処分を科することができる。

(通報者等の保護)

第10条

本連盟は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して不利益取扱いを行ってはならない。

2 本連盟は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等の環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚、所属団体、所属チーム等を含む）がいた場合には、会員規程、倫理規程に従って処分を科することができる。

(個人情報保護及び情報管理)

第11条

本連盟および本規程に定める調査・業務に携わる者は、通報された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならない。本連盟は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、倫理規程に従って、処分を科することができる。

2 本連盟および本規程に定める調査・業務に携わる者は、通報された内容および調査で得られた個人情報の取扱いなどに十分に配慮し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを適切に保管管理する。

(通知)

第12条

通報窓口担当者または理事長は、通報者より調査結果の希望がある場合は是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っているまたは行おうとしていると通報され

た者をいう) のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第 13 条

通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

(通報を受けた者の責務)

第 14 条

通報窓口担当者に限らず、通報を受けた者は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(規程の改廃)

第 15 条

本規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 23 日から施行する。

(理事会承認 令和 4 年 10 月 22 日)

この規程は、令和 5 年 12 月 14 日から施行する。

(理事会承認 令和 5 年 12 月 13 日)

この規程は、令和 6 年 9 月 12 日から施行する。

(理事会承認 令和 6 年 9 月 11 日)

通 報 受 付 票

記入日 年 月 日

[illegible]

※ 通報者（ご自身）の氏名・所属を記入のうえ、通報してください（※ 匿名での通報等の場合は、受付されません）。

※ 通報内容については、分かる範囲で記入してください（全てを記入する必要はありません）。

※「証拠書類等」は、書面に限らず、電磁的記録媒体その他通報内容に関する事実の証拠となる物品を含みます。通報の際には、これらのものも提出してください。